

## 千葉市ゆかりのトップアスリート支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、競技力向上及び市民のスポーツへの関心を高めるため、予算の範囲内において、この要綱に基づき、本市ゆかりのトップアスリートの競技活動継続に必要な経費について支援金を交付する。

### (対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、申請日時点において次に掲げる第1号又は第2号いずれかに掲げる要件を満たす個人であって、次の第3号及び第4号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市内に在住、在勤又は在学している者
- (2) 市外在住者のうち、12年以上市内居住歴があり、保護者が申請日時点において市内に在住している者
- (3) 中央競技団体の強化指定を受けている者（年代別を除く。）又は申請年度の前年度に日本代表に選出された者（年代別を除く。）
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 他市区町村から同種の継続的かつ金銭的な支援を受けている者
  - イ 暴力団員等（千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）
  - ウ 市税を滞納している者

### (対象競技)

第3条 支援金の交付対象競技は、直近で開催された夏季・冬季オリンピック・パラリンピック、夏季・冬季デフリンピックの正式種目、又は次回大会で採用されることが決定している種目とする。

### (支援対象経費等)

第4条 支援対象経費は別表のいずれかに該当し、かつ国、他の地方公共団体等からの同種の支援、本市の他の制度による金銭の交付を受けずに当該選手が負担する経費とする。

### (交付の申請)

第5条 支援対象者が交付申請しようとするときは、指定する期日までに千葉市ゆかりのトップアスリート支援金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 本市内に在住、在勤又は在学していることを証明する書類（該当の場合のみ）
- (2) 本市内に12年以上居住していたことを証明する書類（該当の場合のみ）
- (3) 中央競技団体などからの強化指定を受けていることがわかる書類
- (4) 活動計画書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(対象期間)

第6条 支援金の交付対象となる期間は、第8条に規定する交付決定を行ったときから、当該年度の3月31日までとする。

(支援金の額)

第7条 支援金の額は、各年度につき、一人あたり20万円を限度とし、同一選手につき5回までとする。

(交付の決定等)

第8条 市長は第5条の申請があったときは、その内容を精査し、その結果を千葉市ゆかりのトップアスリート支援金交付決定通知書(様式第3号)又は不交付決定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 第8条の規定により支援金の交付決定を受けた者は、活動計画書に記載する取組が完了したときは、速やかに千葉市ゆかりのトップアスリート支援金実績報告書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 活動報告書(様式第6号)
- (2) 支出表(様式第7号)
- (3) 支援対象経費に係る領収書(写し)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第10条 市長は前条の規定による報告を受けた場合においては、その内容を精査し、交付すべき支援金額を確定し、千葉市ゆかりのトップアスリート支援金額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定により支援金額の確定の通知を受けた者が交付の請求をしようとするときは、千葉市ゆかりのトップアスリート支援金交付請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(決定の取消通知)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、支援金を受けたとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) その他市長が不適正と認めるとき

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合は、千葉市ゆかりのトップアスリート支援

金額確定取消通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

（返還請求）

第 13 条 市長は、前条の規定により交付金額確定を取り消したときは、既に支払った支援金の全部又は一部について、期限を定めて交付決定者に対し、その返還を請求するものとし、交付決定者はその請求に応じて返還しなければならない。

2 前項の規定による返還請求は、千葉市ゆかりのトップアスリート支援金返還請求書（様式第 11 号）によるものとする。

（市への協力）

第 14 条 支援金の交付を受けた者は、本市の広報及び学校訪問等の普及活動に協力するものとする。

（関係書類の保管）

第 15 条 給付決定者は、支援金の交付申請に関する書類等を支援金給付決定日が属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保管するものとする。

（補則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

支援額	各年度につき、一人あたり20万円を限度とし、同一選手につき5回まで。		
支援対象経費 及び負担割合	区分	備考	負担割合
	1 大会出場に伴う費用	各種大会への参加に伴う遠征旅費・宿泊費や、エントリー費用等 ※本市の他の制度による金銭の交付や経費の負担を受けて出場する大会は除く	10/10
	2 練習に伴う費用	練習を行うための会場使用料、合宿への参加費用、コーチ・トレーナー等指導料、スポーツジム利用料	10/10

千葉県ゆかりのトップアスリート支援金交付申請書

（あて先）千葉県長

申請者 所在地

氏名

電話

メールアドレス

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉県ゆかりのトップアスリート支援金の交付を受けたいので、千葉県ゆかりのトップアスリート支援金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

競技名	
競技団体における強化指定の状況または代表選出に関する状況	
支援金交付申請額	円
千葉県暴力団排除条例に係る誓約 (確認後チェック✓)	<input type="checkbox"/> 暴力団員等（千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等ではありません。 <input type="checkbox"/> 申請書に記載されている情報について暴力団排除のため、必要に応じ、千葉市が関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。
添付書類①	<input type="checkbox"/> 活動計画書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 競技団体などからの強化指定制度に関する書類
添付書類②（いずれか一つ）	<input type="checkbox"/> 本市内に在住、在勤又は在学していることを証明する書類 <input type="checkbox"/> 本市内に12年以上居住していたこと及び保護者が市内に在住していることがわかるもの
市への協力	<input type="checkbox"/> 学校訪問等の普及活動や市の広報誌、ホームページ、SNS等への紹介記事の掲載に協力します。

様式第2号（第5条関係）

支援金対象期間における活動計画書（大会出場・トレーニング計画等）

時期	活動内容

※上記欄に記載しきれない場合については、別紙をご利用ください。（A4判縦、形式自由）

住所  
氏名

様

千葉県ゆかりのトップアスリート支援金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉県ゆかりのトップアスリート支援金の交付について、次のとおり決定したので、千葉県ゆかりのトップアスリート支援金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

支援金交付決定額	円
交付条件	千葉県ゆかりのトップアスリート支援金交付要綱を遵守すること。

様式第4号（第8条関係）

千市ス第 号

住所

氏名

様

千葉県ゆかりのトップアスリート支援金不交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉県ゆかりのトップアスリート支援金の交付について、承認しないことを決定したので、千葉県ゆかりのトップアスリート交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

千葉県長

印

（不決定の理由）



年 月 日

千葉県ゆかりのトップアスリート支援金実績報告書

（あて先）千葉県長

申請者  
住所  
電話  
メールアドレス

年 月 日付交付決定のあった千葉県ゆかりのトップアスリート支援金に係る活動について完了しましたので、千葉県ゆかりのトップアスリート支援金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

競技種目	
活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日
支援対象経費の額 （実績額）	
交付決定額	
添付書類	<input type="checkbox"/> 活動報告書（様式第6号） <input type="checkbox"/> 支出表（様式第7号） <input type="checkbox"/> 支出対象経費に係る領収書（写）
特記事項	

※欄に記載しきれない場合は、別紙をご利用ください。（A4判縦、形式自由）



様式第7号（第9条関係）

千葉市ゆかりのトップアスリート支援金支出表

No.	区分	支出した経費	経費種類	備考
1		円		
2		円		
3		円		
4		円		
5		円		
6		円		
7		円		
8		円		
9		円		
10		円		
11		円		
12		円		
13		円		
14		円		
	合計	円		

※区分欄には「大会出場に伴う費用」又は「練習に伴う費用」のいずれかを記入し、備考欄には内容の詳細を記入してください。

住所  
氏名

様

千葉県ゆかりのトップアスリート支援金額確定通知書

年 月 日付千葉県ゆかりのトップアスリート支援金実績報告書の内容を確認した結果、  
下記のとおり確定したので、千葉県ゆかりのトップアスリート支援金交付要綱第 10 条の規定により通  
知します。

年 月 日

千葉市長

印

支援金の交付決定額	円
支援事業の経費精算額	円
支援金の確定額	円
備考	

年 月 日

千葉市ゆかりのトップアスリート支援金交付請求書

（あて先）千葉市長

申請者  
住所  
電話  
メールアドレス

年 月 日付 千市ス第 号千葉市ゆかりのトップアスリート支援金額確定通知書により確定した支援金の交付について、千葉市ゆかりのトップアスリート支援金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

支援金の確定額	円
支援金の交付請求額	円
添付書類	振込先口座が確認できるもの（通帳等の写し）

【振込先】

金融機関名	支店	
預金種目	1 普通 2 当座	口座番号
口座名義	フリガナ	フリガナ
	名義	

住所  
氏名 様

千葉市ゆかりのトップアスリート支援金額確定取消通知書

年 月 日付 千市ス第 号により通知した千葉市ゆかりのトップアスリート支援金額確定の全部（一部）を次のとおり取り消したので通知します。

年 月 日

千葉市長 印

対象者氏名	
競技種目	
支援金の確定額	
取消額	
取消後の交付確定額	
取消の理由	

住所  
氏名 様

千葉市ゆかりのトップアスリート支援金返還請求書

千葉市ゆかりのトップアスリート支援金交付要綱第13条の規定により次のとおり返還を請求します。

年 月 日

千葉市長 印

対象者氏名	
競技種目	
支援金の確定額	
支援金の既交付額	年 月 日 交付 円
返還請求する金額	
返還請求を行う理由	
返還方法	
返還の期限	年 月 日